

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月10日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名

的場 慎



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000円
2 その他		
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	44,880	44,880	
人 件 費	1,262,800	1,262,800	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,336,433	1,336,433	
支 出 合 計	2,644,113	2,644,113	

様式第14号（第7条関係）

令和3年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 的 場 慎 一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(広報・広聴費)	4/1～3/31	市政レポートを作成し泉北鉄道各駅にて配布した。(まとぼジャーナル)約500部。 三原台にポスティング約1,000部。
(人件費)	4/1～3/31	市政に関する調査研究および市政相談を行う為事務員を雇用した。
(事務・事務所費)	4/1～3/31	市政に関する調査研究、市政相談を行う為南区深阪南にて事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.5.10	8		2,376	594,910	事務所 コピー機サービス契約代金 4月分	⑨	
3.5.24	9		4,800	590,110	5月分電気代	⑨	
3.5.24	10		4,928	585,182	5月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.5.24	11		5,462	579,720	事務所 消耗品他購入代金 アスクル	⑨	
3.5.25	12		86,240	493,480	5月分人件費	⑧	
3.5.25	13		13,600	479,880	6月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
3.5.25	14		64,000	415,880	6月分事務所賃借料及び水道代	⑨	
月 計			181,406				
累 計		810,000	394,120	415,880			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.7.1	21		240	223,489	駅立ち 駐車場料金(梅美木多)	⑦	
3.7.7	22		480	223,009	駅立ち 駐車場料金(泉ヶ丘)	⑦	
3.7.9	23	810,000		1,033,009	政務活動費 7~9月分 受け入れ		
3.7.8	24		4,808	1,028,201	6月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.7.8	25		3,194	1,025,007	6月分電気代	⑨	
3.7.14	26		480	1,024,527	駅立ち 駐車場料金(泉ヶ丘)	⑦	
3.7.21	27		110,880	913,647	7月分人件費	⑧	
3.7.24	28		1,568	912,079	事務所電池購入代金	⑨	
3.7.24	29		480	911,599	駅立ち 駐車場料金(泉ヶ丘)	⑦	
3.7.27	30		4,765	906,834	7月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.7.27	31		4,938	901,896	7月分電気代	⑨	
3.7.27	32		64,449	837,447	8月分事務所賃借料及び水道代	⑨	
3.7.27	33		13,600	823,847	8月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
3.7.28	34		480	823,367	駅立ち 駐車場料金(泉ヶ丘)	⑦	
月 計		810,000	210,362				
累 計		1,620,000	796,633	823,367			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.8.22	35		528	822,839	駅立ち 駐車場料金(泉ヶ丘)	⑦	
3.8.25	36		528	822,311	駅立ち 駐車場料金(泉ヶ丘)	⑦	
3.8.25	37		5,549	816,762	8月分電気代	⑨	
3.8.25	38		4,836	811,926	8月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.8.25	39		64,000	747,926	9月分事務所賃借料	⑨	
3.8.25	40		13,600	734,326	9月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
3.8.25	41		110,880	623,446	8月分人件費	⑧	
3.8.25	42		7,533	615,913	事務所消耗品他購入代金 アスクル	⑨	
月 計			207,454				
累 計		1,620,000	1,004,087	615,913			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.9.2	43		14,326	601,587	スピーカー修理代金	⑨	
3.9.2	44		15,602	585,985	スピーカー修理代金	⑨	
3.9.8	45		528	585,457	駅立ち 駐車場料金(泉ヶ丘)	⑦	
3.9.24	46		4,905	580,552	9月分電気代	⑨	
3.9.24	47		4,796	575,756	9月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.9.24	48		110,880	464,876	9月分人件費	⑧	
3.9.24	49		13,600	451,276	10月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
3.9.24	50		64,000	387,276	10月分事務所賃借料	⑨	
3.9.29	51		528	386,748	駅立ち 駐車場(泉ヶ丘)	⑦	
月 計			229,165				
累 計		1,620,000	1,233,252	386,748			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.10.8	52	810,000		1,196,748	政務活動費 10~12月分 受け入れ		
3.10.25	53		64,204	1,132,544	11月分事務所賃借料 及び 水道代	⑨	
3.10.25	54		13,600	1,118,944	11月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
3.10.25	55		5,227	1,113,717	10月分電気代	⑨	
3.10.25	56		5,038	1,108,679	10月分電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.10.25	57		117,040	991,639	10月分 人件費	⑧	
月 計		810,000	205,109				
累 計		2,430,000	1,438,361	991,639			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.11.25	58		34,320	957,319	事務所封筒作成印刷代	⑦	
3.11.25	59		4,492	952,827	11月分 電気代	⑨	
3.11.25	60		4,846	947,981	11月分 電話代及びインターネット使用料	⑨	
3.11.25	61		110,880	837,101	11月分 人件費	⑧	
3.11.25	62		64,227	772,874	12月分事務所賃借料	⑨	
3.11.25	63		13,600	759,274	12月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
月 計			232,365				
累 計		2,430,000	1,670,726	759,274			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 的場 慎一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.1.7	69	810,000		1,378,495	政務活動費 1~3月分 受け入れ		
4.1.19	70		6,048	1,372,447	市政報告チラシポスティング代金	⑦	
4.1.20	71		14,564	1,357,883	住宅地図 購入代金	⑧	
4.1.25	72		73,920	1,283,963	1月分 人件費	⑧	
4.1.27	73		5,079	1,278,884	1月分 電気代	⑨	
4.1.27	74		4,809	1,274,075	1月分 電話代及びインターネット使用料	⑨	
4.1.27	75		64,178	1,209,897	2月分事務所賃借料 及び 水道代	⑨	
4.1.27	76		13,600	1,196,297	2月分事務所月極駐車場賃借料	⑨	
月 計		810,000	182,198				
累 計		3,240,000	2,043,703	1,196,297			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳








会派の名称・議員氏名 的場慎一

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
R4. 3. 25	Apple imac MXWT2J/A		213, 800	171, 040 (核分率 80 %)	5年	R9. 3. 25	
				(核分率 %)	年		
				(核分率 %)	年		
				(核分率 %)	年		
				(核分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	堺市 	TEL 


下記の条件で契約します。

雇用期間	令和 2年 4月 1日から 令和 3年 3月 31日まで
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとば慎一事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (うち、休憩時間は12時から13時まで)
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇
給与(賃金)	時給 1,100円
給与支払	毎月20日締め切り、25日支払
給与振込先	現金支払

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年 3月 31日

雇用者 堺市議会議員 的場 慎一 

被雇用者  

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	105時間 / 月 (1日 7時間× 15日 / 月)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,100円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (月勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 84 時間 (月勤務時間数) 105 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			








※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		 年  月  日生
現 住 所	堺市 	TEL 


下記の条件で契約します。

雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
就業場所	堺市南区深阪南 342-12 まとは慎一事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 政党活動関係事務
就業時間 (休憩時間)	<u>午前</u> ・午後 9 時 00 分から 午前・ <u>午後</u> 5 時 00 分まで (うち、休憩時間は 12 時から 13 時まで)
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇
給与(賃金)	時給 1,100 円
給与支払	毎月 20 日締め切り、25 日支払
給与振込先	現金支払

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 3 年 3 月 31 日

雇用者 堺市議会議員 的場 慎一 

被雇用者 

出勤簿（令和3年 3月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	9:00	17:00	7:00		
2日	火	9:00	17:00	7:00		
3日	水	9:00	17:00	7:00		
4日	木	9:00	17:00	7:00		
5日	金	9:00	17:00	7:00		
6日	土					
7日	日					
8日	月	9:00	17:00	7:00		
9日	火	9:00	17:00	7:00		
10日	水	9:00	17:00	7:00		
11日	木	9:00	17:00	7:00		
12日	金	9:00	17:00	7:00		
13日	土					
14日	日					
15日	月	9:00	17:00	7:00		
16日	火	9:00	17:00	7:00		
17日	水	9:00	17:00	7:00		
18日	木	9:00	17:00	7:00		
19日	金	9:00	17:00	7:00		
20日	土					20日締め 119h
21日	日					
22日	月					
23日	火	9:00	17:00	7:00		
24日	水	9:00	17:00	7:00		
25日	木	9:00	17:00	7:00		
26日	金	9:00	17:00	7:00		
27日	土					
28日	日					
29日	月	9:00	17:00	7:00		
30日	火	9:00	17:00	7:00		
31日	水	9:00	17:00	7:00		
計				154h	:	
出勤日数				22日		



出勤簿（令和3年 4月）

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木					
2日	金	9:00	17:00	7:00		
3日	土					
4日	日					
5日	月	9:00	17:00	7:00		
6日	火	9:00	17:00	7:00		
7日	水	9:00	17:00	7:00		
8日	木	9:00	17:00	7:00		
9日	金	9:00	17:00	7:00		
10日	土					
11日	日					
12日	月	9:00	17:00	7:00		
13日	火	9:00	17:00	7:00		
14日	水	9:00	17:00	7:00		
15日	木	9:00	17:00	7:00		
16日	金	9:00	17:00	7:00		
17日	土					
18日	日					
19日	月	9:00	17:00	7:00		20日
20日	火	9:00	17:00	7:00		20日締 140h
21日	水					
22日	木	9:00	17:00	7:00		
23日	金	9:00	17:00	7:00		
24日	土					
25日	日					
26日	月					
27日	火	9:00	17:00	7:00		
28日	水	9:00	17:00	7:00		
29日	木					
30日	金					
合計				119h	:	
出勤日数						17日



出 勤 簿 (令和3年 5月)

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土					
2日	日					
3日	月					
4日	火					
5日	水					
6日	木	9:00	17:00	7:00		
7日	金	9:00	17:00	7:00		
8日	土					
9日	日					
10日	月	9:00	17:00	7:00		
11日	火	9:00	17:00	7:00		
12日	水					
13日	木	9:00	17:00	7:00		
14日	金	9:00	17:00	7:00		
15日	土					
16日	日					
17日	月	9:00	17:00	7:00		
18日	火	9:00	17:00	7:00		
19日	水	9:00	17:00	7:00		14日
20日	木	9:00	17:00	7:00		20日締 98h
21日	金					
22日	土					
23日	日					
24日	月	9:00	17:00	7:00		
25日	火	9:00	17:00	7:00		
26日	水					
27日	木	9:00	17:00	7:00		
28日	金	9:00	17:00	7:00		
29日	土					
30日	日					
31日	月	9:00	17:00	7:00		
合計				105h		
出勤日数				15日		



出 勤 簿 (令和3年 6月)

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火					
2日	水	9:00	17:00	7:00		
3日	木	9:00	17:00	7:00		
4日	金	9:00	17:00	7:00		
5日	土					
6日	日					
7日	月	9:00	17:00	7:00		
8日	火	9:00	17:00	7:00		
9日	水	9:00	17:00	7:00		
10日	木	9:00	17:00	7:00		
11日	金	9:00	17:00	7:00		
12日	土					
13日	日					
14日	月	9:00	17:00	7:00		
15日	火	9:00	17:00	7:00		
16日	水	9:00	17:00	7:00		
17日	木	9:00	17:00	7:00		
18日	金	9:00	17:00	7:00		
19日	土					18日
20日	日					20日締 126h
21日	月					
22日	火	9:00	17:00	7:00		
23日	水	9:00	17:00	7:00		
24日	木	9:00	17:00	7:00		
25日	金	9:00	17:00	7:00		
26日	土					
27日	日					
28日	月					
29日	火	9:00	17:00	7:00		
30日	水	9:00	17:00	7:00		
合計				133h	:	
出勤日数						19日



出勤簿（令和3年 7月）

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木					
2日	金	9:00	17:00	7:00		
3日	土					
4日	日					
5日	月	9:00	17:00	7:00		
6日	火	9:00	17:00	7:00		
7日	水					
8日	木	9:00	17:00	7:00		
9日	金	9:00	17:00	7:00		
10日	土					
11日	日					
12日	月	9:00	17:00	7:00		
13日	火	9:00	17:00	7:00		
14日	水	9:00	17:00	7:00		
15日	木	9:00	17:00	7:00		
16日	金	9:00	17:00	7:00		
17日	土					
18日	日					
19日	月	9:00	17:00	7:00		
20日	火	9:00	17:00	7:00		20日締め 126h
21日	水					
22日	木	9:00	17:00	7:00		
23日	金	9:00	17:00	7:00		
24日	土					
25日	日					
26日	月					
27日	火	9:00	17:00	7:00		
28日	水	9:00	17:00	7:00		
29日	木	9:00	17:00	7:00		
30日	金	9:00	17:00	7:00		
31日	土	9:00	17:00	7:00		
合計				133h	:	
出勤日数						19日

18日



出勤簿（令和3年 8月）

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日					
2日	月					
3日	火	9:00	17:00	7:00		
4日	水	9:00	17:00	7:00		
5日	木					
6日	金	9:00	17:00	7:00		
7日	土					
8日	日					
9日	月	9:00	17:00	7:00		
10日	火	9:00	17:00	7:00		
11日	水	9:00	17:00	7:00		
12日	木	9:00	17:00	7:00		
13日	金					
14日	土					
15日	日					
16日	月					
17日	火	9:00	17:00	7:00		
18日	水	9:00	17:00	7:00		
19日	木	9:00	17:00	7:00		
20日	金	9:00	17:00	7:00		20日締分 126h
21日	土					
22日	日					
23日	月	9:00	17:00	7:00		
24日	火	9:00	17:00	7:00		
25日	水	9:00	17:00	7:00		
26日	木					
27日	金	9:00	17:00	7:00		
28日	土					
29日	日					
30日	月	9:00	17:00	7:00		
31日	火	9:00	17:00	7:00		
合計				119h	:	
出勤日数				17日		

18日



出勤簿（令和3年 9月）

氏名： ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水					
2日	木	9:00	17:00	7:00		
3日	金	9:00	17:00	7:00		
4日	土					
5日	日					
6日	月	9:00	17:00	7:00		
7日	火					
8日	水	9:00	17:00	7:00		
9日	木	9:00	17:00	7:00		
10日	金	9:00	17:00	7:00		
11日	土					
12日	日					
13日	月	9:00	17:00	7:00		
14日	火	9:00	17:00	7:00		
15日	水	9:00	17:00	7:00		
16日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土					
19日	日					
20日	月	9:00	17:00	7:00		20日締め 126h
21日	火					
22日	水	9:00	17:00	7:00		
23日	木	9:00	17:00	7:00		
24日	金	9:00	17:00	7:00		
25日	土					
26日	日					
27日	月					
28日	火	9:00	17:00	7:00		
29日	水	9:00	17:00	7:00		
30日	木	9:00	17:00	7:00		
合計				126h	:	
出勤日数				18日		



出勤簿 (令和3年 10月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	9:00	17:00	7:00		
2日	土					
3日	日					
4日	月	9:00	17:00	7:00		
5日	火	9:00	17:00	7:00		
6日	水	9:00	17:00	7:00		
7日	木					
8日	金	9:00	17:00	7:00		
9日	土					
10日	日					
11日	月	9:00	17:00	7:00		
12日	火	9:00	17:00	7:00		
13日	水	9:00	17:00	7:00		
14日	木	9:00	17:00	7:00		
15日	金	9:00	17:00	7:00		
16日	土					
17日	日					
18日	月	9:00	17:00	7:00		
19日	火	9:00	17:00	7:00		
20日	水	9:00	17:00	7:00		20日締め 133h
21日	木					
22日	金	9:00	17:00	7:00		
23日	土					
24日	日					
25日	月	9:00	17:00	7:00		
26日	火					
27日	水	9:00	17:00	7:00		
28日	木	9:00	17:00	7:00		
29日	金	9:00	17:00	7:00		
30日	土					
31日	日					
合計				126h		
出勤日数					18日	



出勤簿（令和3年 11月）

氏名： 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	月					
2日	火	9:00	17:00	7:00		
3日	水	9:00	17:00	7:00		
4日	木	9:00	17:00	7:00		
5日	金	9:00	17:00	7:00		
6日	土					
7日	日					
8日	月					
9日	火	9:00	17:00	7:00		
10日	水	9:00	17:00	7:00		
11日	木	9:00	17:00	7:00		
12日	金	9:00	17:00	7:00		
13日	土					
14日	日					
15日	月	9:00	17:00	7:00		
16日	火	9:00	17:00	7:00		
17日	水	9:00	17:00	7:00		
18日	木	9:00	17:00	7:00		
19日	金	9:00	17:00	7:00		
20日	土					20日締 126h
21日	日					
22日	月	9:00	17:00	7:00		
23日	火					
24日	水	9:00	17:00	7:00		
25日	木	9:00	17:00	7:00		
26日	金					
27日	土					
28日	日					
29日	月	9:00	17:00	7:00		
30日	火	9:00	17:00	7:00		
合計				126h		
出勤日数				18日		



出 勤 簿 (令和3年 12月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水					
2日	木	9:00	17:00	7:00		
3日	金	9:00	17:00	7:00		
4日	土					
5日	日					
6日	月	9:00	17:00	7:00		
7日	火					
8日	水	9:00	17:00	7:00		
9日	木	9:00	17:00	7:00		
10日	金	9:00	17:00	7:00		
11日	土					
12日	日					
13日	月	9:00	17:00	7:00		
14日	火	9:00	17:00	7:00		
15日	水	9:00	17:00	7:00		
16日	木	9:00	17:00	7:00		
17日	金	9:00	17:00	7:00		
18日	土					
19日	日					
20日	月	9:00	17:00	7:00		20日締め 119h
21日	火					
22日	水	9:00	17:00	7:00		
23日	木	9:00	17:00	7:00		
24日	金	9:00	17:00	7:00		
25日	土					
26日	日					
27日	月					
28日	火					
29日	水					
30日	木					
31日	金					
合計				105h	:	
出勤日数						15日



出勤簿（令和4年 1月）

氏名： 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土					
2日	日					
3日	月					
4日	火					
5日	水					
6日	木	9:00	17:00	7:00		
7日	金					
8日	土					
9日	日					
10日	月					
11日	火	9:00	17:00	7:00		
12日	水	9:00	17:00	7:00		
13日	木	9:00	17:00	7:00		
14日	金	9:00	17:00	7:00		
15日	土					
16日	日					
17日	月	9:00	17:00	7:00		
18日	火	9:00	17:00	7:00		
19日	水	9:00	17:00	7:00		
20日	木	9:00	17:00	7:00		20日締め 84h
21日	金					
22日	土					
23日	日					
24日	月	9:00	17:00	7:00		
25日	火	9:00	17:00	7:00		
26日	水					
27日	木	9:00	17:00	7:00		
28日	金	9:00	17:00	7:00		
29日	土					
30日	日					
31日	月	9:00	17:00	7:00		
合計				98h	:	
出勤日数						14日



出 勤 簿 (令和4年 2月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火					
2日	水	9:00	17:00	7:00		
3日	木	9:00	17:00	7:00		
4日	金	9:00	17:00	7:00		
5日	土					
6日	日					
7日	月	9:00	17:00	7:00		
8日	火	9:00	17:00	7:00		
9日	水	9:00	17:00	7:00		
10日	木	9:00	17:00	7:00		
11日	金					
12日	土					
13日	日					
14日	月	9:00	17:00	7:00		
15日	火	9:00	17:00	7:00		
16日	水	9:00	17:00	7:00		
17日	木	9:00	17:00	7:00		
18日	金	9:00	17:00	7:00		
19日	土					
20日	日					20日締め 119h
21日	月					
22日	火	9:00	17:00	7:00		
23日	水					
24日	木	9:00	17:00	7:00		
25日	金	9:00	17:00	7:00		
26日	土					
27日	日					
28日	月	9:00	17:00	7:00		
合計				112h	:	
出勤日数						16日



出勤簿 (令和4年 3月)

氏名 : ██████████

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火					
2日	水	9:00	17:00	7:00		
3日	木	9:00	17:00	7:00		
4日	金	9:00	17:00	7:00		
5日	土					
6日	日					
7日	月					
8日	火	9:00	17:00	7:00		
9日	水	9:00	17:00	7:00		
10日	木	9:00	17:00	7:00		
11日	金	9:00	17:00	7:00		
12日	土					
13日	日					
14日	月	9:00	17:00	7:00		
15日	火	9:00	17:00	7:00		
16日	水	9:00	17:00	7:00		
17日	木	9:00	17:00	7:00		
18日	金	9:00	17:00	7:00		
19日	土					
20日	日					20日締め 112h
21日	月					
22日	火					
23日	水	9:00	17:00	7:00		
24日	木	9:00	17:00	7:00		
25日	金	9:00	17:00	7:00		
26日	土					
27日	日					
28日	月	9:00	17:00	7:00		
29日	火	9:00	17:00	7:00		
30日	水	9:00	17:00	7:00		
31日	木	9:00	17:00	7:00		
計				133h	:	
出勤日数						19日



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

的場 慎一

管理責任者 (議員名)	的場 慎一		
事務所名	まとは慎一事務所		
所在地	〒590→0103 堺市南区深阪南 342-12 TEL 072 (230) 1887		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 日生ハウジング(株))
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ □ 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所 (政党関連の物品等も置いている)	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	27 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 64,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 105 時間のうち 84 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	■電気代・・・ 80% □ガス代・・・ % ■その他(コピー機・PC契約代金)・・・	■水道代・・・ 80% ■固定電話代・・・ 80% 80%
	駐車場 賃借料	80%	月額 17,000 円 (政務活動費充当額 13,600 円)
	【所在地】 堺市南区深阪南 340-1 駐車場区画番号 2、11		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 ■第三者 □その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書(事業用)

物件名 堺市南区深阪南342-12 [REDACTED] 店舗

契約締結日 平成25年10月10日

賃貸借期間 平成25年10月11日

~
平成27年9月30日

貸主 [REDACTED]

借主 の場 慎一

建 物 賃 貸 借 契 約 書

当事者	貸主	東野 治重		
	借主	的場 慎		
	使用者	的場 慎		
	管理者	日生ハウジング株式会社		
賃貸借物件	名称	東野店舗		
	所在地	(住居表示) 堺市南区深阪南342-12		
	構造	鉄骨造陸屋根3階建	種別	事業用
	間取り	1階店舗部分ワンフロア	面積	1階登記記録面積 39.37 m ² のうち 約27 m ²
賃借内容	使用目的	事務所		
	賃貸借期間	平成 25 年 10 月 11 日 から 平成 27 年 9 月 30 日 までとする		
	更新	本契約書第 3 条但し書きの通りとする		
	賃料	(月額) ￥80,000-	駐車場代金	駐車場無し
	礼金	(一時金) ￥ XXXXXXXXXX	敷金	-
	火災保険料	(2年毎更新) 借主にて加入	賃貸保証料	-
	貸主の指定する賃料等の振込口座	金融機関名: りそな銀行 口座番号: 普通口座 XXXXXXXXXX		本支店名: 泉北とが支店 口座名義: 日生ハウジング 三好 明 フリガナ: ニッセイハウジングミヨシアキラ
特約事項	1. 本物件は、貸主と日生ハウジング(株)との間で建物管理委託契約を締結しております。 借主は、賃料の支払い、各種通知、承認、協議、申し立て、要望事項は管理者たる日生ハウジング(株)に行うものとします。			
	2. 本物件は、平成 25 年 10 月 5 日にご内覧頂きました、現状でのお引渡しとなります。契約開始後に設置したキッチンセットやエアコン等の造作物は、退去する際には借主の費用負担にて撤去し、原状復帰する必要があります。			
	3. 水道料金は貸主にて子メーターでの検針を行います。2か月毎に貸主より請求された金額を直接支払うものとする。			
鍵受渡し	※別途、鍵受領書にて対応			

貸主と借主は、以下の通り建物賃貸借に関する契約を締結する。

(第1条) 物件の表示

賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）は標記の通りとする。

(第2条) 使用目的

借主は本物件を標記の目的にのみ使用する。

(第3条) 契約期間

賃貸借の期間は標記の通りとする。但し、賃貸借期間満了日の6ヶ月前までに貸主または借主から何らの申し出がないときは、更に1年間契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

(第4条) 善管注意義務

1. 借主は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
2. 借主は、自己又は借主の同居者の責に帰すべき事由により、本物件及び共同施設等を破損又は滅失させた時、これを原状に回復し又は貸主へ損害を賠償しなければならない。

(第5条) 賃料及び管理費(共益費)

賃料及び管理費は標記の通りとし、毎月月末迄に翌月分を貸主の指定する方法により支払う。尚、賃貸借開始日の属する月の賃料・管理費は日割計算（開始日は期間に算入し1円未満の端数はこれを切捨てる）とし、賃貸借終了日の属する月賃料・管理費は借主が1ヶ月分を負担する。但し、第13条第3項又は第14条の規定により賃貸借が終了する場合は日割計算で精算する。振込料等、支払いに要する費用は借主の負担とする。

(第6条) 敷金

1. 借主は、本契約に基づく賃料支払義務・損害賠償義務その他の債務を担保するため、敷金として標記の金額を契約締結と同時に貸主に預託する。なお、敷金には利息を付さない。
2. 借主が、賃料等の支払を延滞し、または貸主に対する損害賠償があるときは、貸主は任意に敷金をもって借主の債務の弁済に充当することができる。但し、貸主は敷金から差引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。尚、これにより敷金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。また賃貸借中、借主は敷金をもって賃料その他この契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することはできない。
3. 敷金は、賃貸借が終了し借主が本物件を明渡した場合に、借主の負担すべき債務の完済を確認後速やかに返還するものとする。但し、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納・自然損傷以外（故意・過失等）の原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる借主の債務が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができるものとする。尚、差し引きする債務が発生した場合、貸主は借主にその内訳を明示しなければならない。
4. 上記差し引きの額が敷金を超える金額となった場合は、借主は別途実費での精算を行うものとする。
5. 借主は賃貸借の終了にあたり、公共料金（電気・ガス・水道等）の精算・本物件の明渡しを完了した（入居時に受け取った鍵の返還）後でなければ敷金の返還を受けることができない。
6. 借主は敷金の返還請求権について第三者に譲渡し、あるいは担保差し入れ等を行ってはならない。

(第7条) 礼金

標記に礼金の定めがある場合、借主は本契約締結と同時に礼金として標記金額を貸主に支払うものとする。尚、この礼金は借主に返還しないものとする。

(第8条) 賃料及びその他の変更

1. 貸主または借主は次のいずれかに該当する場合で、その必要が認められる場合は、賃料・共益費・駐車料金及び敷金（保証金）等の額の改定を協議のうえ行うことができる。
 - ① 物価及び近隣の建物賃料等に変動が生じたとき。

- ② 集合住宅としての管理費が改定されたとき。
 - ③ 建物の維持管理費用・火災保険料・地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
 - ④ 建物に改良が施されたとき。
2. 貸主または借主は前項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の2ヶ月前迄に変更の理由・期日・変更後の金額等を書面をもって相手方に通知しなければならない。
3. 前項における賃料等の改定が立会人の労務により成立した場合、増額の場合貸主が、減額の場合借主が立会人に対し報酬を支払う。当規定は貸主または借主の依頼によるその他の立会人の労務についても準用する。

(第9条) 遅滞損害金

貸主または借主が本契約により生じる金銭債務の履行を遅滞したときは、年利14%の割合による遅延損害金を付して相手方に支払う。

(第10条) 貸主の承諾を必要とする事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を書面をもって届け出、貸主の承諾を得なければならない。

- ① 本契約書の入居者氏名の項に記載された以外の者を同居させようとするとき。(出生は除外)
- ② 居住者全員が引続き1ヶ月以上住宅に居住しないとき。
- ③ 住宅の模様替、その他施設に変更を加えようとするとき。

(第11条) 届出事項

借主は次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を書面をもって届け出なければならない。

- ① 借主又は連帯保証人の、住所・氏名(法人の場合は商号、代表者の氏名)又は職業・勤務先(法人の場合は業種)に変更が生じたとき。
- ② 連帯保証人が死亡又は解散し、あるいは行為能力・弁済の資力を欠くに至ったとき。
- ③ 住宅が破損し、又は破損のおそれがあるとき。

(第12条) 禁止事項

1. 借主は住宅の全部または一部を転貸してはならない。
2. 借主は住宅の賃借権を譲渡してはならない。
3. 借主および入居者は、本物件内において犬・猫などの動物を飼育してはならない。

(第13条) 解約の予告

1. 賃貸借期間の定め(第3条)にかかわらず、借主は1ヶ月の予告期間において書面で貸主に申し出ることにより賃貸借を解約することができる。この場合、借主は明渡予定日の1ヶ月前迄に指定の書式による解約通知書を提出するものとし、解約通知書に記載された明渡予定日をもって賃貸借は終了する。
2. 前記予告・通知にかえて、賃料・管理費の1ヶ月分を支払うことにより即時解約することができる。
3. 貸主が期間満了日以後の日を終了として賃貸借の解約を申し入れる場合は、借地借家法の規定に従い解約を申し入れるものとし、この場合6ヶ月の予告期間において、書面により通知する。

(第14条) 契約の終了

公法上の制限・措置等により賃貸借の継続が不可能となったとき、または天災地変・火災その他、貸主および借主のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失または毀損し本物件が使用不能となったとき、この賃貸借は当然に終了する。

(第15条) 契約の解除

借主が次の各号のいずれかに該当する行為を行い、信頼関係を損なったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- ① 入居申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって入居したとき。
- ② 賃料等の支払を5回以上遅滞したとき又は2ヶ月分の賃料等の支払が月末にないとき。

- ③ 借主又は入居者の責に帰すべき事由により本物件を滅失又は破損し、原状回復の要求に応じないとき。又はこれに要する費用を賠償しないとき。
- ④ 近隣及び他の居住者に対し、危険及び迷惑となるような共同の秩序を乱す行為があったとき及び管理組合が規定する管理規約及び使用細則等の違反行為を行い、管理組合から退去要求等が行われたとき。
- ⑤ 借主又は入居者の一人でも反社会的と認められる団体の構成員（暴力団関係者など）として警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。又はそのおそれがあるとき。
- ⑥ 支払を停止し、又は破産を申し立てられる等、信用に不安を生じさせたとき。
- ⑦ 本契約の条項に違反したとき。
- ⑧ 賃貸借を継続し難い、重大な背信行為を行ったとき。

(第16条) 立入検査

1. 貸主は住宅の管理上、又は借主が2ヶ月以上賃料・管理費を滞納したときで、本物件内に立ち入って検査をする必要が生じたときは、予め、その旨を借主もしくは入居者に通知し借主又は入居者の立会のもとにこれを行う。
2. 借主もしくは入居者は、上記立入検査に協力しなければならない。

(第17条) 明渡し

1. 借主は、賃貸借終了時に本物件を貸主に明け渡さなければならず、明渡しが遅延する場合、賃貸借終了日の翌日より明渡しにいたるまで、1日につき直近の1日あたり賃料及び1日あたり管理費の合計額の2倍に相当する金額を、損害金として貸主に支払わなければならない。
2. 借主は、賃貸借の終了に際し移転料・立退料・変更した箇所及び造作物の買取り、その他の諸経費についての請求をすることはできない。
3. 借主は明渡しの場合、次の各号に定める事項を実行しなければならない。
 - ① 借主及び入居者すべての者の退去。
 - ② 借主及び入居者が搬入したすべての家財物品等の搬出。
 - ③ 建物内外の清掃及びゴミ汚物等の撤去処理。
 - ④ 退去にともなう電気・ガス・水道等の代金精算手続（精算書類の提示が必要）。
 - ⑤ 住宅の原状を変更した場合における原状回復の完了
但し、貸主が回復を希望しない場合はこの限りでない。
 - ⑥ 退去時における鍵（入居時に受け取ったもの）、の返還。

(第18条) 行方不明の場合の措置

借主及び入居者が2ヶ月以上行方不明で連絡ができない場合、本契約は当然に終了する。

(第19条) 連帯保証人

1. 連帯保証人は借主と連帯して、この契約に基づく借主の貸主に対する一切の債務（第17条に規定する事項を含む）について履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、本契約の更新がなされた後も引き続きその責を負う。

(第20条) 入居中の費用負担事項

1. 電気・ガス・水道等の使用に関しては、借主もしくは入居者が直接施設者と契約する。
但し、法規上又は建物の構造上これができないときは、貸主が借主もしくは入居者に代わって契約することができる。この場合、名義の如何にかかわらず契約によって生じる使用料は、借主もしくは入居者が負担するものとする。
2. 貸主及び借主は、賃貸借期間中、建物及び付帯設備等の修理の必要が生じた場合、別項の「入居中の補修負担区分」にもとづき処置をし、その費用を負担する。但し、貸主は建物・付帯設備について予め修理保証をしない旨告知した設備を除いて、賃貸借開始日より60日間その作動を保証する。

<<貸主>>

住所 堺市 [Redacted]

氏名

[Redacted]

<<借主>>

住所 堺市 [Redacted]

Tel

[Redacted]

氏名

前 病 慎 一



借主の

現住所 大阪府大阪狭山市 [Redacted]

連帯保証人

氏名

[Redacted]

賃借人との関係

[Redacted]

緊急連絡先

勤務先名

勤務先住所

仲介業者

免許番号

大阪府知事(4)第 45834 号

住所

堺市南区竹城台1丁1番2号

商号

日生ハウジング株式会社

代表取締役

三好 明

宅地建物

登録番号

大阪 [Redacted] 号

取引主任者

[Redacted]



平成 25 年 10 月 10 日

誓 約 書

貸主 [redacted] 殿

下記不動産（以下「本物件」という）の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）（以下「条例」という）第 19 条に基づき、貸主が借主に対し、本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、本誓約書 2 通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各 1 通ずつ提出する。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使用しないことを誓約する。

所在地 (住居表示) 堺市 [redacted]
種類 事業用

借主 住所 堺市 [redacted]
氏名 菊 岡 慎 一



上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に対し本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認した。

代理 住所 堺市南区竹城台1丁1番2号
または 商号 日生ハウジング株式会社
媒介業者 代表者 代表取締役 三 好 明



以上

参考

◎大阪府暴力団排除条例 抜粋（平成22年大阪府条例第58号）

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

（不動産の譲渡等をしようとする者の責務）

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする府の区域内に所在する不動産（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等）

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

以上

照明器具	居室
	居室
	建
	風
水廻り設備	経
	路
	浴
	室
	ト
台所設備	台
	所
	設
	備
空調設備	空
	調
	設
	備
	そ
	の
	他
	設
	備
賃貸	賃
<<	貸
〇	

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

物件付帯設備確認書

	設備名称	付・無	配置及び状況
照明器具	居室	付	残置物
	居室以外建物内	無	
	建物外	無	
水廻り設備	風呂一式	無	
	給湯器	無	
	瞬間湯沸器	無	
	洗面台	無	
	洗濯防水パン	無	
	換気設備	付	
	トイレ式	付	
台所設備	流し台	無	
	コンロ	無	
	レンジフード・換気扇	無	
	吊戸棚	無	
	床下収納	無	
空調設備	冷房機	無	
	暖房機	無	
	エアコン	無	
その他設備	下駄箱	無	
	カーテンレール	無	
	カーテン	無	
	敷き込みカーペット	無	
	網戸	無	
	雨戸	無	
	玄関ベル・インターホン	無	
	TVアンテナ	無	
	トランクルーム	無	
	ガレージ	無	
床暖房	無		
賃貸借開始時に存在するが貸主が修理保証しない設備		照明器具	

＜＜現況に関する特記事項＞＞

○新築物件ではないので、建具等に多少のゆりみ・建て付けの悪い部分等がありますが貸主にて修理は行いません。

以上

1. 付帯設備確認書で「付」とした設備については、その設備が使用できることを前提としております。
2. 付帯している設備は新築(新品)の場合を除き、経年変化及び使用に伴う性能低下、キズ、汚れなどが存在する場合があります。新設時の品質・性能を備えていない場合があります。
3. 「賃貸借開始時に存在するが貸主が修理保証しない設備」については貸主はそれらの設備の機能保証・修理義務の責任を負いません。また、借主はそれらの設備の原状回復義務を負わず、退去時に退去時の原状で引渡しをすれば足りるものとします。
4. 上記設備につき、媒介業者は動作の保証をしません。

入居中の補修負担区分

対象箇所	項目 (点検・維持管理・故障・破損・補修等の内容)	負担区分	
		貸主	借主
外廻り	屋根・壁・土台・給排水設備等の建物基本部分の点検・維持・補修	○	—
	庭木の剪定(松等の特殊な樹木)・庭石の維持管理の費用	○	—
	庭の除草・日常の手入れ	—	○
	排水溝・汚水枡の清掃、詰まりによる破損	—	○
	浄化槽の定期点検契約・軽微な修理・消耗部品交換・清掃	—	○
内壁・天井	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	—
	落書き・過失による破損・無許可の釘穴等による損傷	—	○
床	退去時の自然損耗・経年劣化・老朽化による修理・張替	○	—
	重量物による変形	—	○
	落書き・過失によるキズ・凹み・破損・汚れ・染み	—	○
畳	退去時の表替・取替	○	—
	入居中の表替・取替	—	○
	たばこの焼け焦げ・重量物による変形	—	○
建具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	退去時の襖・障子・網戸の張替	○	—
	入居中の襖・障子・網戸の張替、ガラスのはめ替	—	○
	本体の調整・付属金物の調整・取替	—	○
水廻り	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
	(パッキン・鎖・栓・トラップ・目皿・わん・便座・便座カバー・ロータリング・レバーフロート・ペーパーホルダー・ガスホース・止金具・シャワー・その他付属部品)	—	○
	入居者の故意・過失による漏水・詰まり 排水管掃除(マンション管理規約によるもの)	—	○
換気扇	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
冷暖房器具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	—	○
	フィルター清掃・故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
TVアンテナ	<共同アンテナの場合>老朽化による共聴器具の修理・取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
	<単独アンテナの場合>老朽化による受信器具の修理・取替 故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
照明器具	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	—	○
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
その他の電気設備	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
鍵	自然損耗・経年劣化・老朽化による本体取替	○	—
	故障による軽微な修理・消耗部品交換	—	○
その他	直付以外の照明器具・ウォシュレット付便座・ルームエアコン等の残置設備	—	○

※ご注意

①負担区分が明確でない場合は、貸主・借主で協議します。

②カビ・たばこのヤニによる汚れ補修は程度により借主負担となる場合がありますので日頃より除湿と換気にご注意下さい。

解 約 通 知 書

貸主 _____ 様

通知日 平成 年 月 日

賃借人 住所 _____

氏名 _____ (印)

Tel _____

賃借人は、後記物件の賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日に明渡すことを通知致します。

なお、万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

【保証金(敷金)返還金の振込口座】

銀行	口座番号
支店	フリガナ 口座名義

【物件の表示】

所在地／

名称／

【引っ越し後の連絡先】

住所／

Tel／

退去予定日の1ヶ月前迄に必ず文書で 日生ハウジング(株) へご連絡下さい。

自動車保管場所 (車庫) 賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人的場懐一 [redacted] の間に、次のとおり自動車保管場所 (車庫) 賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所 (車庫) を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車 (格納) の目的をもってこれを賃借します。

- 一、自動車保管場所 (車庫) の所在地 堺市南区探取南三四〇一
宅地 (車庫) 平方メートルのうち 平方メ
ートル (駐車場番号) [redacted]
- 二、自動車台数 壹 台
車両名および車両番号

第二条 賃借料は壹か月金 九千 円也 (壹か月未満の賃借料は日割計算とする。) とし、賃借人は毎月 未 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は金 [redacted] 円也を賃貸人は賃借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は平成十五年 十一月 日から平成十六年 十月三十一日 までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。

- 一、賃料の支払いを怠ったとき。
- 二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。
- 三、その他この契約に違反したとき。

第五条 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所 (車庫) を使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所 (車庫) またはその施設および保管場所 (車庫) の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所 (車庫) に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも壹か月前の予告をもって、この契約を解約することができるものとします。ただし、賃借人は予告に代え壹か月前の賃借料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

平成十五年 十一月 七日

賃貸人 住所 堺市 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人 住所 堺市 [redacted]

氏名 的場 懐一

自動車保管場所 (車庫) 賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 的場腹一徳の間に、次のとおり自動車保管場所 (車庫) 賃貸借契約を締結します。

第二条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所 (車庫) を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車 (格納) の目的をもってこれを賃借します。

- 一、自動車保管場所 (車庫) の所在地 堺市南区深改南三のー一
宅地 (車庫) 平方メートルのうち 平方メ
ートル (駐車場番号) [redacted]
- 二、自動車台数 七 台
車両名および車両番号

第二条 賃借料は毎月金 八千円也 (各月未満の賃借料は日割計算とする。) とし、賃借人は毎月 未 日までに翌月分を賃貸人の住所または営業所に持参して支払うものとします。ただし、本月分は [redacted] 円也を賃貸人は賃借人から申し受けるものとします。

第三条 契約期間は平成十五年 七月 日から平成十五年 十月三十日 までとします。ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします。

第四条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとします。

- 一、賃料の支払いを怠ったとき。
- 二、賃貸人の定めた管理規則に違反したとき。
- 三、その他この契約に違反したとき。

第五条 賃借人は賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所 (車庫) を使用しなければならないものとします。

第六条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所 (車庫) またはその施設および保管場所 (車庫) の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人はすみやかにその損害を賠償するものとします。

第七条 賃貸人は、保管場所 (車庫) に在る賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとします。

第八条 各当事者は、少なくとも各月前の予告をもって、この契約を解約することができるものとします。ただし、賃借人は予告に代え各月分の賃借料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができるものとします。

第九条 この契約締結の際、賃貸人は保証金として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けるものとします。この保証金は、この契約が終了したときに賃借人に返還するが、延滞賃借料または第六条による損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 式 通を作成し、各自署名押印のうえ、各意通を所持します。

平成十五年 十一月 七日

賃貸人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

的場腹一徳

複製禁止

目録多 契約印 一 本

契約条件書番号 : XXXXXXXXXX トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲にこのサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヶ月前までに甲に次の方法を通知し、甲は、当該方式から選択します。
- (1)乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - (2)乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - (3)スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヶ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
- 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
- (1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター-連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2)甲の承諾にもつづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
2. コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
3. トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
4. 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のために使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除後コピー/プリント数」といいます)
5. 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー-控除方法の記載に従い取り扱います。
6. A2サイズのコピー/プリントは1コピー/プリントにつきメーターが2カウントアップします。
7. 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
8. 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
9. 契約開始または終了時において、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
- (1)「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
 - (3)表記記載のトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 第6条 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
- 乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
2. 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 第7条 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもつづき技術者を派遣または乙が指定する技術者を派遣する方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 第8条 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
2. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもつづき乙所定の遠距離保守サービス料金を乙に支払います。
3. 乙の技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
4. 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター-プログラム、データの障害等を調査します。
5. 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
- (1)商品所定の取扱説明書に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置・使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2)誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整
 - (3)商品以外の機械装置またはコンピューター-プログラム(コンピューター-ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5)火災、風水害、地震等の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (6)乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 - (7)甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - (8)高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
6. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。
- 第9条 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適当数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびペーパーについては、画質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
- 第10条 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
2. 乙は、感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
3. 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
- 第11条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
- 第12条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。
- 第13条 甲は1ヶ月前までの(ただし、甲が不利にならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第14条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヶ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
- 第15条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
- (1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - (2)差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 - (3)手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
- 第16条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
- 乙が前条第2項にもつづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第17条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第18条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債の全額を即時支払います。
- 第19条 甲と乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第20条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも関守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前2項に対する違反が発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えるると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第21条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第22条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

追加条項(特約事項)

1. 本契約に基づき、乙が実施する保守サービス及び消耗品の供給ならびにこれらに付帯する業務は、乙から当該業務の委託を受けた次の者(以下丙という)が実施するものとします。

(会社名) 株式会社 阪南ビジネスマシン

2. 前1項に基づき甲に供給された消耗品等の所有権は乙に帰属するものとします。
3. 本契約により発生するトータルサービス料金は、丙が本契約所定の条件に従い乙に代行して甲に請求します。
4. 甲は前項による請求金額を丙に支払います。この丙に対する支払いをもって甲の乙に対する料金支払債務の弁済は完了したものとします。
5. 上記3及び4項の合意は、乙が直接甲に受領する権限を妨げるものではありません。
6. 乙は乙丙間にて事務代行の終了を合意したときは、その旨を甲に対して書面にて通知します。書面による通知によらなければ、乙は丙による事務代行の終了を甲に対抗できません。
7. 本追加条項により丙が実施する事項については、本契約の各条項にもとづき乙が責を負うものとします。

以上

EP(Electronic Partnership)の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械（以下「機械」という。）において本追加条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」とは、甲のイントラネット（プロキシサーバ等を含む）を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を持たない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙製の通信装置（「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」）の総称とします。

第3条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1)「機械」のメーターカウントの遠隔自動検針 (2)上記メーターカウントにもとづく料金の請求	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録されたFAX自局ID（EP-DXのみ）
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」	(3)「機械」のリモート保守 (4)消耗品の配送 (5)「機械」の品質改善	・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報
EP-BB	(6)乙から甲に対する各種提案	・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条 (「EP 通信装置」の貸与)

乙は、「EP-DX」機能を持たない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与します。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
(1)公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
(2)設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記のEP (Electronic Partnership) ご使用上のお願いに記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願ひ

1. 「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」（以下、「本機械」といいます）は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本機械」または「本機械」の無線装置部分から22cm以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本機械」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本機械」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室（ICU）、冠状動脈疾患監視病室（CCU）には「本機械」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本機械」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本機械」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本機械」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した機械と弊社システムがデータ通信している間、機械の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常5分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、機械をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例1>

リモートメンテナンス、または
リモートサービス中です。

<EP-DX 表示例2>

リモートメンテナンス中です。

以上